

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	大原法律公務員専門学校横浜校
設置者名	学校法人大原学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
文化教養 専門課程	法律行政学科 2年制	夜・通信	7単位	7単位	
	法律行政学科 1年制	夜・通信	4単位	4単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	大原法律公務員専門学校横浜校
設置者名	学校法人大原学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/pdf/officer_list.pdf

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	司法書士事務所 所長	2025.5.29～4 年以内に終了 する会計年度 のうち最終の ものに関する 定時評議員会 の終結の時ま で	法人運営における 法務的な検証、管理
非常勤	Webデザイン・システム 開発・印刷関連企業 代表取締役	2025.5.29～4 年以内に終了 する会計年度 のうち最終の ものに関する 定時評議員会 の終結の時ま で	学生募集、教材開発 への助言
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	大原法律公務員専門学校横浜校
設置者名	学校法人大原学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>1) 授業計画(シラバス)の作成について 授業計画(シラバス)は毎年度、授業科目の設定・講義内容について検討し、各学科の担当教員が作成している。検討にあたっては、専門分野に関する企業・団体等との連携により設置している教育課程編成委員会(年2回)にて提言された内容を各授業科目のカリキュラムに反映させる。授業計画(シラバス)の作成、記載項目は学校全体のガイドラインにより行っている。</p> <p>2) 授業計画(シラバス)は以下の項目から成る。 ・授業科目名・年次・学期・科目区分・授業方法・単位数・授業概要・達成目標・教科書・授業計画・成績評価方法・実務家教員である場合はその旨</p> <p>3) 公表時期について 年間計画に基づき、教育課程編成委員会での意見収集を反映させたくうえで、前年度中に作成を行い、新年度開始前までにホームページを通じて公表する。</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>[試験等] 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内を行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めるときは、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。</p> <p>[学業成績] 1) 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表す。90点以上は「秀」、80点以上90点未満は「優」、70点以上80点未満は「良」、60点以上70点未満は「可」、60点未満は「不可」とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。 2) 再試験により合格となった者の学業成績は、点数如何によらず可の判定とする。</p> <p>[単位の授与] 授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>客観的な指標に基づく相対評価により順位付けを行う場合には、GPA (Grade-Point-Average) を用いる。 学業成績のGP (Grade-Point) への換算は、秀…4ポイント、優…3ポイント、良…2ポイント、可…1ポイント、不可…0ポイントとする。 また、GPAは下記算式により算出する。</p> $\text{GPA} = \frac{(\text{履修科目のGP} \times \text{履修単位数}) \text{の合計}}{\text{総履修単位数}}$	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業の認定は、各学科の修業年限以上在学して、下記に定める単位数以上の修得をし、卒業審査に合格した者について、最終学年の終わりに校長が行う。</p> <p>卒業に必要な単位数</p> <p>(1) 法律行政学科2年制 62単位 (2) 法律行政学科1年制 32単位</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	大原法律公務員専門学校横浜校
設置者名	学校法人大原学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/pdf/financial-overview.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/pdf/financial-overview.pdf
財産目録	https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/pdf/financial-overview.pdf
事業報告書	https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/pdf/business_report.pdf
監事による監査報告（書）	https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/pdf/audit_report.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化・教養		文化教養 専門課程	法律行政学科2年制	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	62単位	89単位	97単位	5単位	0単位	0単位
			191単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
440人		387人	0人	10人	4人	14人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要）
1) 授業計画（シラバス）の作成について 授業計画（シラバス）は毎年度、授業科目の設定・講義内容について検討し、学科の担当教員が作成している。検討にあたっては、専門分野に関する企業・団体等との連携により設置している教育課程編成委員会（年2回）にて提言された内容を各授業科目のカリキュラムに反映させる。授業計画（シラバス）の作成、記載項目は学校全体のガイドラインにより行っている。
2) 授業計画（シラバス）は以下の項目から成る。 ・授業科目名・年次・学期・科目区分・授業方法・単位数・授業概要・達成目標・教科書・授業計画・成績評価方法・実務家教員である場合はその旨

<p>3) 公表時期について</p> <p>年間計画に基づき、教育課程編成委員会での意見収集を反映させたいうで、前年度中に作成を行い、新年度開始前までにホームページを通じて公表する。</p>
<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <p>(試験等)</p> <p>学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めるときは、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。</p> <p>(学業成績)</p> <p>1) 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表す。90点以上は「秀」、80点以上90点未満は「優」、70点以上80点未満は「良」、60点以上70点未満は「可」、60点未満は「不可」とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。</p> <p>2) 再試験により合格となった者の学業成績は、点数如何によらず可の判定とする。</p> <p>(単位の授与)</p> <p>授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>(進級)</p> <p>進級の認定は、各学科の各学年において定める単位数の修得状況及び出席状況等の学習姿勢も考慮のうえ、進級判定委員会にて審査を行う。</p> <p>(卒業)</p> <p>卒業の認定は、各学科の修業年限以上在学して、下記に定める単位数以上の修得をし、卒業審査に合格した者について、最終学年の終わりに校長が行う。</p> <p>卒業に必要な単位数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律行政学科2年制 62単位
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>個別相談・指導等に対応するほか、学生の事情に応じ、家庭への電話、Eメール等で連絡、個人面談、保護者との連携等を実施し、学習のバックアップをしている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
165人 (100%)	14人 (8.5%)	148人 (89.7%)	3人 (1.8%)

(主な就職、業界等) 各種国家公務員・地方自治体 等
(就職指導内容) ・全体指導によるレクチャー ・個別面接トレーニング 等
(主な学修成果(資格・検定等)) 一般教養力検定 等
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
356人	36人	10.1%
(中途退学の主な理由) 公務員試験合格、就職、学習意欲喪失、病気療養 等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任による定期面談を実施し、適宜アドバイスを行う。また、状況に応じて保護者等への連絡・面談も実施。		

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化・教養		文化教養 専門課程	法律行政学科1年制				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	32単位	22単位	45単位	6単位	0単位	0単位
			73単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		42人	0人	2人	9人	11人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要)
1) 授業計画 (シラバス) の作成について 授業計画 (シラバス) は毎年度、授業科目の設定・講義内容について検討し、学科の担当教員が作成している。検討にあたっては、専門分野に関する企業・団体等との連携により設置している教育課程編成委員会 (年2回) にて提言された内容を各授業科目のカリキュラムに反映させる。授業計画 (シラバス) の作成、記載項目は学校全体のガイドラインにより行っている。
2) 授業計画 (シラバス) は以下の項目から成る。

<p>・授業科目名・年次・学期・科目区分・授業方法・単位数・授業概要・達成目標・教科書・授業計画・成績評価方法・実務家教員である場合はその旨</p> <p>3) 公表時期について 年間計画に基づき、教育課程編成委員会での意見収集を反映させうえて、前年度中に作成を行い、新年度開始前までにホームページを通じて公表する。</p>
<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要) (試験等) 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めるときは、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。</p> <p>(学業成績) 1) 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表す。90点以上は「秀」、80点以上90点未満は「優」、70点以上80点未満は「良」、60点以上70点未満は「可」、60点未満は「不可」とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。 2) 再試験により合格となった者の学業成績は、点数如何によらず可の判定とする。</p> <p>(単位の授与) 授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要) (卒業) 卒業の認定は、各学科の修業年限以上在学して、下記に定める単位数以上の修得をし、卒業審査に合格した者について、最終学年の終わりに校長が行う。 卒業に必要な単位数 ・法律行政学科1年制 32単位</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) 個別相談・指導等に対応するほか、学生の事情に応じ、家庭への電話、Eメール等で連絡、個人面談、保護者との連携等を実施し、学習のバックアップをしている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
39人 (100%)	2人 (5.1%)	34人 (87.2%)	3人 (7.7%)
(主な就職、業界等) 各種国家公務員・地方自治体 等			

(就職指導内容) ・全体指導によるレクチャー ・個別面接トレーニング 等
(主な学修成果(資格・検定等)) 漢字検定 等
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
53人	11人	20.8%
(中途退学の主な理由) 公務員試験合格、就職、病気療養 等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任による定期面談を実施し、適宜アドバイスを行う。また、状況に応じて保護者等への連絡・面談も実施。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
法律行政学科2年制	200,000円	680,000円	420,000円	「その他」の内訳 教材費 80,000円 維持費 140,000円 実習費 200,000円
法律行政学科1年制	200,000円	680,000円	420,000円	「その他」の内訳 教材費 80,000円 維持費 140,000円 実習費 200,000円
修学支援(任意記載事項)				
学校独自の学費支援制度				
①試験による特待生制度: がんばる人を支援するために「試験による特待生制度」を実施しています。この制度は、大原独自の特待生試験の結果に応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。				
②資格・クラブ活動による特待生制度: がんばる人を支援するために「資格・クラブ活動による特待生制度」を実施しています。この制度は、大原学園入学までに取得した資格や成績を一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/		
第三者評価の基本方針(実施方法・体制)		
<p>当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。</p> <p>学校関係者(参画委員)</p> <p>(1) 専攻分野に関する企業等</p> <p>(2) 卒業生、高校関係者、地域住民等</p> <p>主な評価項目</p> <p>(1) 教育理念・目標 (6) 教育環境</p> <p>(2) 学校運営 (7) 学生の受け入れ募集</p> <p>(3) 教育活動 (8) 財務</p> <p>(4) 学修成果 (9) 法令等の順守</p> <p>(5) 学生支援 (10) 社会貢献・地域貢献</p>		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 副部会長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 企業等委員
角田 公認会計士・税理士事務所 所長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 企業等委員
まいばすけっと株式会社 財務・経理部 部長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 企業等委員
有限会社高岡 スポーツジムコスモス 代表取締役社長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 企業等委員
虎ノ門桜法律事務所 代表弁護士	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原法律公務員専門学校横浜校 企業等委員
医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院 医事科主任	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 企業等委員
社会福祉法人和泉福祉会 ナーサリー横浜ポートサイド 園長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 企業等委員

医療法人積愛会 介護老人保健施設 千の星・よこはま 事務長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 企業等委員
株式会社 CIJ 金融ビジネス事業部 副事業部長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	横浜情報 IT クリエイター専門学校 企業等委員
シンポー情報システム株式会社 人材開発部 採用担当	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	横浜情報 IT クリエイター専門学校 企業等委員
大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 卒業生	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 卒業生
大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 卒業生	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 卒業生
大原法律公務員専門学校横浜校 卒業生	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原法律公務員専門学校横浜校 卒業生
ニッ谷通り商栄会 会長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (2年)	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 大原法律公務員専門学校横浜校 横浜情報 IT クリエイター専門学校 地域住民
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/		
(備考)		
第三者評価は未実施		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H114310000081
学校名 (〇〇大学 等)	大原法律公務員専門学校横浜校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人大原学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生 (内数) ※家計急変による者を除く。		95 人 (61) 人	77 人 (50) 人	99人 (63) 人
内 訳	第Ⅰ区分	32人	23人	
	(うち多子世帯)	(12人)	(- 人)	
	第Ⅱ区分	-	-	
	(うち多子世帯)	(- 人)	(0 人)	
	第Ⅲ区分	-	13人	
	(うち多子世帯)	(- 人)	(- 人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	14人	-	
	区分外 (多子世帯)	28人	26人	
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 (0) 人
合計 (年間)				99人 (63) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	-	-
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	-	-
計	人	-	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	人	前半期	後半期
		0人	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	-

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	16人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	-	13人
計	人	-	22人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。